

# 宜野湾市立志真志小学校いじめ防止基本方針

## I 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び宜野湾市いじめ防止基本方針に則り、宜野湾市立志真志小学校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし、策定した。

## II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
宜野湾市いじめ防止基本方針 p 4（いじめ防止対策推進法第2条より）

### ※補足 「いじめの定義」を保護者に説明する場合

いじめには、2種類のいじめがあり、児童が、一定の人間関係のある者から、叩かれたり蹴られたりするなど、直接、体にダメージを与えるものと、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句などの言葉によるもの、「仲間はずれ、集団による無視」のほか、スマホのライン機能など、インターネットを通じて行われる誹謗 傷や屈辱感を与える静止画・動画を不特定多数に送信すること等、心にダメージを与えるいじめがあります。

## III 基本理念

全ての志真志小学校児童（以下、児童）は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものである。このようないじめを防止し、児童が安心して学校生活を送ることは全ての教職員が協働して取り組むべき重要な課題である。

このため、いじめ対策推進法第3条の趣旨を踏まえ、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを共通理解し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる対策を講じる。

また、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるように、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互にベクトルをそろえ、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、直接関わる学校だけでなく、宜野湾市並びに市、家庭、地域、関係機関とつなぎ（連携）、市民総ぐるみでいじめ問題に向き合い、対応することが重要である。

なお、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、宜野湾市、嘉数中学校区自治会、地域住民、家庭その他の関係機関がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を根絶することをめざす。

上記の考えのもと、本校では全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針を」策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- 方針① 「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」 学校・学年・学級の雰囲気づくりに努める。
- 方針② 校長・学級担任・関係主任（生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、道徳教育推進教師）、全教職員、全児童、保護者の役割を自覚し、いじめの根絶に全力を傾ける。
- 方針③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 方針④ 道徳の時間を要とした教育活動を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる。
- 方針⑤ いじめ未然防止やいじめの早期発見・早期対応のために、適切な手段を講じる。
- 方針⑥ いじめの未然防止、早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・関係機関と協力して解決にあたる。
- 方針⑦ 学校と保護者が協力して事後指導にあたる。

#### IV いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 学校内の組織

###### ①「学年会」

- ・週1回、各学年の学級担任間で問題行動を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う

###### ②「生徒指導部会」

- ・月1回各学年の生徒指導部員で問題行動を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

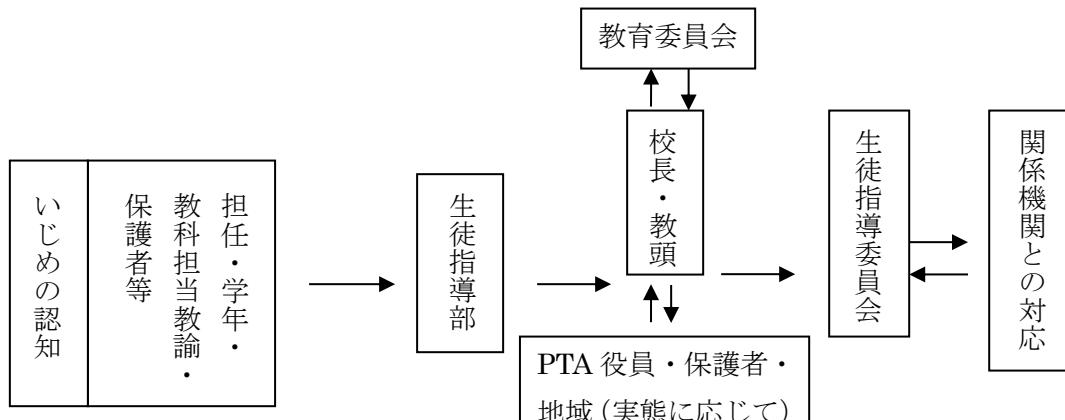
###### ③「生徒指導委員会」（学校いじめ防止対策委員会）

- ・管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWで組織し、必要に応じて委員会を開催する。

###### ④「学校いじめ防止緊急対策委員会（重大事態が発生した際に緊急開催※学校のいじめ調査組織）」

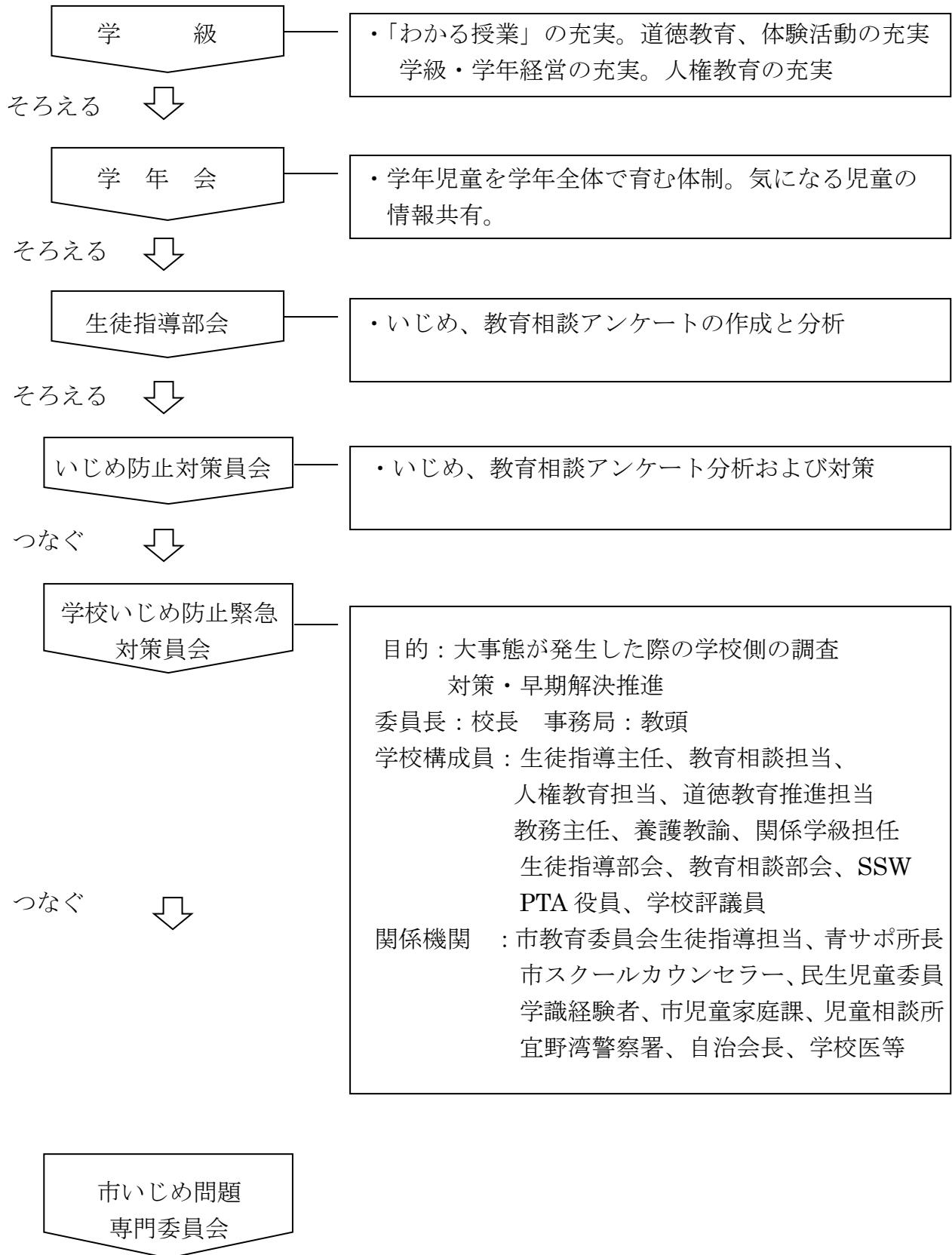
- ・緊急を要する事案が発生した場合に開催（いじめ防止対策推進法第22条）。上記「いじめ防止対策委員会」に係る教職員、PTA役員、主任児童委員、民生児童委員、SSW、宜野湾警察署等、中学校区生徒指導連絡協議会の構成員

##### (2) いじめ防止等対策組織図



### (3) 重大事態の場合

学級担任→校長・教頭→市教育委員会→学校いじめ防止緊急対策委員会→市いじめ問題専門委員会



## V いじめの未然防止

### 1 教職員

#### (1) 校長

- ① 保護者、市民、事業者等及び関係機関と連携し、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取組を推進しなければならない。
- ② 学校教育目標「仲良く助け合う子」の意味(具体的目標)について、職員朝会等をとして、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。
- ③ 校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。
- ⑤ 宿泊学習（5学年）や職場見学（6学年）、校外学習、体験的活動等、児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に推進する。
- ⑥ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（いじめ撲滅宣言）
- ⑦ 学校だよりやホームページで、「宜野湾市いじめ防止基本方針」及び「宜野湾市立志真志小学校いじめ防止基本方針」の啓発に努める。
- ⑧ スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）の活動方針を策定し、全教職員に周知する。  
※ 教員がいじめや不登校、また、家庭環境等の問題をSSW等に任せっきりの状態にしない体制づくり。  
※ 教員が主体となり、組織的に問題解決に取り組むため、SSWやSCの役割を明確化。

#### (2) 全教職員

- ① 「いじめ対策防止推進法8条」（学校及び学校の教職員の責務）を踏まえ、教職員全体一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。
- ② 市いじめ防止基本方針 p 18～p 20 「i) いじめの防止」を読みあわせる。
- ③ 一事徹底「相手をいたわる言葉を使える児童」の協働実践に努める。
- ④ 幼小中連携教育を協働実践し、そろえ、つなぐ。
- ⑤ 日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ⑥ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ⑦ 人権教育の充実
  - ・毎月の人権の日を充実させる。（確実に実施する）
- ⑧ 1学期に人権標語を募集し、最優秀賞は立て看板にして校内外に設置する。その他、入賞者については紙媒体で作成し、校舎内に掲示して児童や保護者がいつでも目にすることができるようにする。
- ⑨ 道徳や特別活動の公開授業
- ⑩ 日曜授業参観日等に「いじめ」に関する内容をテーマにした道徳または特別活動（話し合い活動）の授業を公開する。

(3) 学級担任・教科担任

- ① 一人一人を大切にした「わかる授業」の充実に努める。
- ② 学年・学級経営の充実 \*キーワードは「集団づくり」と「授業づくり」。
  - ・学年集会や学年行事を通して、学年の一員としての所属感を味わわせる。
  - ・毎時の授業を充実させる。
  - ・授業や行事の中で活躍できる場面を設定する。
  - ・学年・学級全体で「ふわふわ言葉」の定着を図る。
- ③ 道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さを理解させる。
  - ・心に響く道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）。
  - ・週1時間の道徳の授業を充実させ、『私たちの道徳』を効果的に活用する。
  - ・朝の清掃活動や親子PTA作業等、奉仕的体験活動への積極的取組
  - ・道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さについて理解させ「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」という認識を児童がもつように指導する。また、見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。
- ④ 個々の価値観等の理解（道徳、特別活動）。

(4) 養護教諭(教職員への周知)

- ① 学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
- ② 職員会議で研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。
- ③ 生命を脅かす危険な行為、遊び(プロレスごっこなど)について、保健朝会等で児童に理解させる。

(5) 関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育主任）

- ① いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ② 関係研修会等での資料や実践例の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ③ 教育相談週間の持ち方、情報の共有の仕方について話し合う。

(6) 研究主任

- ① 夏季休業中及び冬期休業中に、いじめの問題・道徳教育研修会・情報モラル研修会・教育相談研修会・生徒指導研修会等にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

(7) 道徳教育推進教師・平和教育主任

- ① 道徳教育研修会等での資料や実践例、「私たちの道徳」の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ② 「戦争は人間として絶対に許されない」＝「いじめは人間として絶対に許されない」として、生命を脅かす「いじめ」が学校生活における児童一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

(8) スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）

- ① SSWやSCの「活動方針」を踏まえ、自分の役割を理解する。

## 2 児童

- (1) 互いの違いを認め合い、共に支え合い、いじめのない学校生活を送る態度を持つ。
- (2) 「チクチク言葉」を注意し合い、「ふわふわ言葉」を意識し、使う。(一事徹底の厳守)
- (3) 「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」態度を持つ。
- (4) 善悪の判断が分かり、自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
- (5) はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
- (6) 携帯電話やインターネットのマナーを理解する。

## 3 保護者

- (1) わが子の成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、わが子の心理を理解する。
- (2) わが子の教育について第一義的責任であるを自覚し、わが子がいじめを行うことのないよう、規範意識や思いやりの心を育てる指導を行うよう努める。
- (3) いじめを正しく認識するとともに、「いじめは絶対許されない」行為であり、わが子が心身ともに安心して生活できるよう努める。
- (4) 「ありがとう」「ごめんなさい」「よく頑張ったね」等、家庭でも「ふわふわ言葉」を意識して会話できるようにする。
- (5) 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
  - ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
  - ・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
- (6) わが子に关心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発。  
(保護者総会や学級懇談会における保護者同士の情報交換会、教育講演会の実施)
- (7) わが子のがんばりをしっかりと認めて褒めること、悪いことをしたときは、はっきりと叱るブレない子育てを心がける。
- (8) 父親の子育てへの積極的参加に努める。

## 4 地域

地域において志真志っ子に対する見守り等を行うことにより、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

## VI いじめの早期発見について

### 1 教職員

#### (1) 校長

- ① 児童等がいじめを受けていると思われるときは、全校体制で適切かつ迅速に対処する。
- ② 日頃から、気軽に話せるようコミュニケーションづくりに努め、児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備する。
- ③ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期に点検する。
  - ・点検方法（ア 授業参観 イ 教育相談週間時の参観 ウ 学校評価）
- ④ 市校務支援システムを日常的に活用し、児童の出席状況を把握する。

#### (2) 全教職員 市いじめ防止基本方針 p 20～p 21 参照

- ① 具体的ないじめの態様（例）を全職員で理解する。 ※市基本方針 p 4～p 9

ア、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ、仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームにいれない
- ・席を離される

ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる

エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ、金品をたかられる

- ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・筆箱等、文房具を隠される
- ・靴に画鋲やガム等を入れられる
- ・写真や鞄等を傷つけられる

キ、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される

ク、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる

ケ、性的いたずらをされる

- ・スカートをめくられる、ズボンを下ろされる、無理矢理キスをされる
- ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる
- ・性的な写真をネット上等で、公開される。

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 上記ア～ケについては、職員会議もしくは、校内研修で読み合わせする。

- ② 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
  - ③ 日頃から、児童一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の生徒指導情報交換会で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
  - ④ 集団から離れて一人でいる児童への声かけに努める。
  - ⑤ 個別面談や年2回（5月、11月）のいじめに特化したアンケート調査による情報収集。（全児童と保護者対象）
  - ⑥ 児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究。
- (3) 学級担任・教科担任
- ① 日頃から、志真志っ子を継続観察し、信頼関係を築けるよう児童理解に努める。児童が示す、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
  - ② 学期一回の教育相談週間及び家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
  - ③ 悩みや気になることがあつたら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。
- (4) 養護教諭
- ① 児童の健康相談を通して、身体的不調の背景にいじめや虐待等の問題が関わっていないか、把握する。
  - ② 保健室を利用する子、委員会活動を共にする子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。
  - ③ 生徒指導・教育相談・人権教育主任との調整の下、いじめ防止対策委員会を補佐する。
  - ④ 専門家(学校医、心療内科医等) や専門機関との連携。
- (5) 関係主任（生徒指導・教育相談・人権教育主任）
- ① 個別面談や教育相談の時期や回数の決定。
- <年間計画イメージ> ◎実施時期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議 校内研修会 子サポ等	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
生徒指導部 会 (いじめ防 止委員会)	◎ ○	○	◎ ○	○		◎ ○	○	◎ ○	○	○	○	○
アンケート				◎					◎		◎	
面談・相談		○						○				

② 上記表①・・・職員会議や校内研修等での対応

○は、気になる児童の情報交換会（職員会議）

◎は、市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の読み合わせや共通理解、いじめに特化したアンケートの共有

③ 上記表②・・・いじめ防止対策委員会（生徒指導・教育相談合同部会）

④ 上記③・・・いじめアンケート

◎は、市教委が求めるいじめ特化アンケート時期（7月、12月、2月）

⑤は、教育相談週間の実施時期

- ・年2回（5月・11月）を「教育相談週間」を設定し、児童の不安や悩みを解消する。
- ・教育相談の実施等、児童が安心して相談できる環境の整備に努める。そのため、教育相談週間及び児童と向き合う時間を確保し、全校体制で計画的に実践できるように努める。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について全教職員及び児童に周知する。

⑥専門機関（市児童家庭課、コザ児童相談所、要保護児童対策地域協議会等）との連携

(6) スクールリーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）

- ① 学校長の指示の下、問題を抱える児童が置かれた生活環境を把握し、全教職員と課題を共有する。

## 2 児童

- (1) いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」を小学校1年段階から、系統的に継続指導する。
- (2) 悩みや気になることがあつたら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- (3) 悩みや気になることがあつたら、アンケートや日記に書ける態度を持つ。
- (4) 先生方や親にも言えない悩みがあつたら、スクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口を利用できることを理解する。

## VII いじめに対する措置について

### 1 情報を集める

#### (1) 全教職員

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ② 児童や保護者から、「いじめではないか」との相談やうつたえがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。その際、他の児童の目に触れないよう聞き取り場所、時間等に配慮する。
- ④ いじめた児童が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑤ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。
  - ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。
  - イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。(養護教諭)
  - ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

### 2 指導・支援体制を組む

#### (1) 全教職員

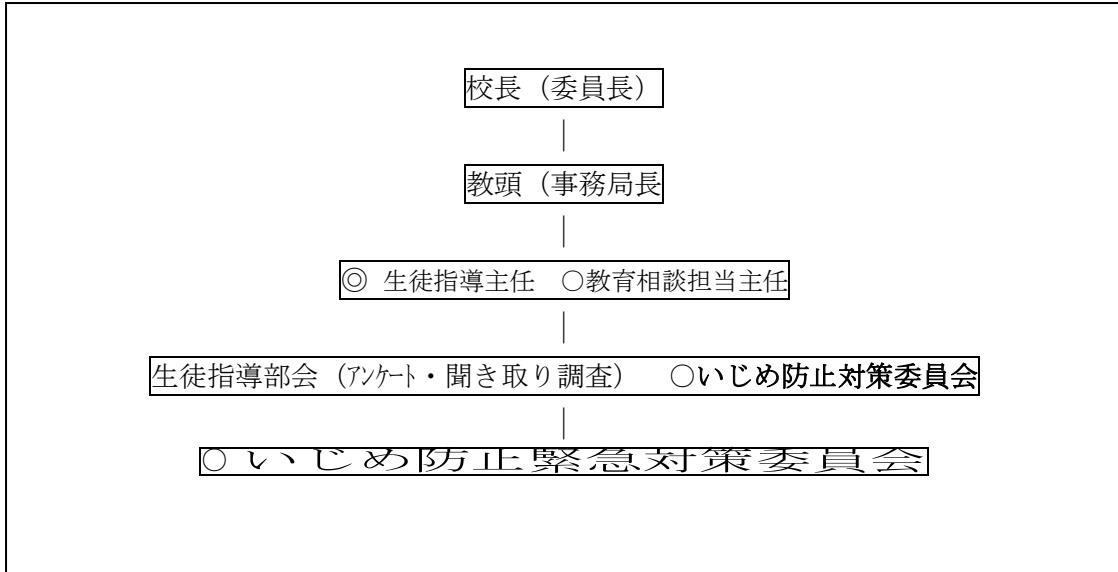
- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む
  - ア いじめられた児童やいじめた児童への対応。(学級担任、養護教諭)
  - イ その保護者への対応。(校長、学級担任)
  - ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無。(校長、教務主任)
- ② いじめがあると確認された場合、児童生徒及び保護者に対し、必要な支援や指導等、組織的な対応を速やかに講ずる。
- ③ 学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談の充実を図る。
- ④ 教育相談に係る研究を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- ⑤ 学校、警察、関係機関等が連携し、連絡会を開催するなど情報共有体制を構築する。
- ⑥ いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

### 3 組織の役割と構成員の決定

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- (4) 個別面談や相談窓口の集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- (6) 発見されたいじめ事案への対応

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 調査組織



##### (2) そろえる対応

- ① 学校は、いじめ防止対策基本法第 28 条に則り、次に掲げる重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、宜野湾市教育委員会又は、学校いじめ防止緊急対策委員会で活用するいじめに特化したアンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態の定義      ※市基本方針 p 25～p 26

ア、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合       身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合       精神性の疾患を発症した場合

イ、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識

ウ、その他の場合

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

- ② 学校は、前項の規定（重大事態）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

##### (3) 懲戒権の行使

- ① 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

(4) 直接、いじめを行っていない児童への対応

- ① 傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解。
- ② 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導。

(5) 保護者への連絡と支援・助言

- ① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- ② 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ③ 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。
- ④ いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導。
- ⑤ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成。

(6) 保護者の対応

① いじめられた側の保護者

ア、子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める。

イ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力。

② いじめた側の保護者

ア、いじめられた児童を守る対応をすることへの理解。

イ、事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること。

ウ、被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）。

エ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力。

(7) つなぐ対応 宜野湾市教育委員会・関係機関との連携

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに宜野湾市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、宜野湾警察署と連携する。
- ③ 市教育委員会が学校に行う責務。

ア、学校への通報

学校の教職員、宜野湾市の職員（総務課）等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。

## VIII 学校評価の実施

### 1 学校評価の趣旨

(1) 通常の学校評価に、「いじめ問題への取組等」の項目を設定し、自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

(2) いじめ防止に関する具体的な取組等について評価し、その結果と対応策について公表する。

### 2 実施時期

(1) 実施時期・・・・年2回（7月、12月）

(2) 学校評価の種類

① 教職員自己評価 ② 児童アンケート ③ 保護者アンケート

(3) 学校評価の公表・・年2回（9月、2月）

(4) 年間計画の作成及び評価（PDCAサイクル）

## IX 学校のホームページ等での公開

### 附 則

宜野湾市立志真志小学校 平成26年2月7日 策定

平成28年9月1日 改訂